

障サ第 1418 号  
令和元年 9 月 12 日

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設設置者  
指定一般相談支援事業者  
指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設設置者  
(指定都市及び中核市に所在する事業所を除く。)

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等に係る事前確認表の改正について (通知)

障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和元年 7 月 1 日以降の指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについては、別添通知 (平成 31 年 4 月 19 日付け障福第 1196 号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス担当課長通知。別紙省略。) により取り扱うこととしているところですが、このたび、同通知の別紙「障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」を別添のとおり改正することとしましたので通知します。

なお、改正前の事前確認表により関係機関への確認を開始している事業者については、従前の様式により作成いただいても差し支えありません。

<改正の概要>

- 1 確認事項に、「みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく事前協議の必要の有無についての確認等を追加したこと。
- 2 その他の確認項目について、確認内容をより明確化したこと。
- 3 別添参考として、「事業者における指定申請等に係る「事前確認表」確認のポイント」を添付したこと。

問合せ先  
事業支援グループ 岡崎  
電話 045-210-4717(直通)